

平成 29 年度第 2 回船橋市行財政改革推進会議 会議録

| | | |
|--------------|--|--|
| 日 時 | 平成 29 年 10 月 6 日（金）14：00～16：40 | |
| 場 所 | 船橋市役所 9 階 第 1 会議室 | |
| 出席委員 | 武 藤 博 己 | 法政大学大学院公共政策研究科 教授 |
| | 谷 本 有美子 | 公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 研究員 法政大学人間環境学部 兼任講師 |
| | 大 野 敬 三 | 市民委員 |
| | 佐 藤 主 光 | 一橋大学国際・公共政策大学院経済学研究科 教授 |
| | 日 吉 淳 | 株式会社 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 ディレクター/プリンシパル |
| | 本 木 次 夫 | 市民委員 |
| 推進本部員等 | 山 崎 健 二 | 副市長（船橋市行財政改革推進本部副本部長） |
| | 尾 原 淳 之 | 副市長 |
| | 大 石 智 弘 | 建設局長 |
| | 川 守 三喜男 | 健康福祉局長 |
| | 杉 田 修 | 企画財政部長 |
| | 笹 原 博 志 | 総務部長 |
| | 栗 林 紀 子 | 教育委員会管理部長 |
| | 伊 藤 誠 二 | 健康・高齢部長 |
| | 大 竹 陽一郎 | 企画財政部政策企画課長（作業部会長） |
| | 森 昌 春 | 企画財政部財政課長 |
| | 須 田 一 弘 | 企画財政部財産管理課長 |
| | 林 康 夫 | 総務部総務課長 |
| | 小 栗 俊 一 | 総務部職員課長 |
| | 度 会 益 己 | 教育委員会管理部教育総務課長 |
| | 市 原 保 紀 | 健康・高齢部国民健康保険課長 |
| 事 務 局 | 政策企画課 | 平野課長補佐、松本計画推進係長、 尾崎行財政改革推進係長、藤野主任主事 染谷主事、吉田主事、毛取主事 |
| | 財政課 | 小澤課長補佐 |
| | 国民健康保健課 | 岩埜庶務係長 |
| 次 第 | 1. 議題 ① 受益者負担のあり方について ② 公債費の抑制について 2. その他 | |
| 傍聴者 | 3 名 | |
| 会議の公開・非公開の区分 | 公開 | |

開会（14時00分）

○事務局（政策企画課課長補佐）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成29年度第2回船橋市行財政改革推進会議を開催させていただきます。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます。政策企画課の平野と申します。よろしくお願いいたします。では、これより着座にて失礼いたします。

それでは、まず本日の資料を確認させていただきます。なお、事前にお送りいたしました資料に本日追加・差し替えがございましたので、あわせてご案内をさせていただきます。

まず、資料1「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」、資料2「『使用料・手数料の算定の基本的な考え方』の対象とする使用料・手数料一覧」、資料3「国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険事業に対する一般会計からの繰出金の推移（一般財源ベース）」、資料4「国民健康保険事業について」、資料5「普通建設事業費の状況について」、資料6「公債費負担比率等の状況」。なお、資料5及び資料6につきましては、一部訂正がございましたので、本日差し替えの資料をお配りさせていただいております。また、本日追加の資料といたしまして、「船橋市人口ビジョン」の抜粋、こちらは資料3の追加となります。

また、参考資料といたしまして、第1回行財政改革推進会議配付資料の抜粋となります「船橋市の財政状況」、さらにA3横のカラーの資料となります「船橋市における普通建設事業について」をお配りさせていただいております。本日の資料は以上となります。ご不足がございましたらお申し出いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

本日の審議は2時間程度を予定しております。

最初に、マイク的使用方法についてご案内させていただきます。お手元のスイッチを押していただきますと、赤いランプが付きマイクがオンになります。ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、会議録の作成上、お手数ではございますが、ご発言の都度お名前をおっしゃっていただきますよう、あわせてお願いいたします。

続きまして、委員の欠席者についてご報告いたします。本日は沼尾委員よりご欠席のご連絡を受けております。よって委員7名のうち6名の方にご出席していただいておりますことから、船橋市行財政改革推進会議設置要綱第5条第2項に規定されております会議の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、会議の公開、傍聴についてご説明いたします。

本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。

また、傍聴につきましては、事前に傍聴者の定員を10名として市のホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。なお、本日3名の傍聴者がいらっしゃいますことをご報告いたします。

それでは、船橋市行財政改革推進会議設置要綱第5条第1項の規定に基づき、議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。武藤会長、よろしくお願いいたします。

○武藤会長

武藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴者の方がいらっしゃるということですので、傍聴者の方に入場していただきます。

(傍聴者入室)

○武藤会長

傍聴者の方は、受け付けの際にお渡ししました「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

前回の会議の振り返り、今後の会議の進め方について若干申し上げます。

前回の第1回目会議では、船橋市の財政の現状と将来財政推計等についての認識の共有を図ったところです。私たちに与えられたミッションは、これから市がやろうとしている行革におけるさまざまな課題について、限られた期間の中ではありますが、まずは委員間で活発な議論を交わすことです。年度末には、会議としての意見を取りまとめますが、その前段として、まず12月に来年度予算編成に反映させるものについての中間答申を行うことも念頭に置いています。その過程で、今後考えられる課題について、将来の船橋市の財政への影響をできる限り浮き彫りにしていきたいと思っております。

1. 議題

① 受益者負担のあり方について

○武藤会長

それでは、まず、テーマ1「受益者負担のあり方について」でございます。

今回の1つ目のテーマは受益者負担についてです。今後、逼迫する財政状況が見込まれる一方で、市民サービスについては、公平性を保ちながら一定の水準を維持していくことが求められます。こうした機会において、市民サービスに身近なところで、まず、受益者負担の適正化という点に着目していきたいと思っております。

それでは、まず、船橋市における受益者負担にどのようなものがあるかについて、説明をお願いいたします。

○政策企画課長

政策企画課長でございます。ご説明いたします。

地方自治体のサービスに係る経費の全部または一部のサービスを受ける市民の方々にご負担いただく受益者負担は、大きく分けると、使用料・手数料、それから保険料というふうに分けられるかと思っております。

使用料・手数料での一例を申し上げますと、地方自治法に基づく使用料、こちらは公民館ですとか体育施設などの公の施設の使用料、それから公立保育園の保育料、下水道使用料などがございます。さらに手数料につきましては、住民票ですとか税の証明事務に伴うものなどがございます。そのほか自治法以外でも、例えば道路法、それから河川法、こういったものに個別の法令に基づきます占用料、これも使用料に分類されます。

また保険料につきましては、国民健康保険料、それから介護保険料といったものが主なものでござ

います。

以上です。

○武藤会長

受益者負担の種類については今の説明のとおりでございますが、では、次にどのような考え方で市として算定しているのか、ご説明をお願いいたします。

○財政課長

それでは、財政課長からご説明をさせていただきます。まず、お手元の資料、今日お配りいたしました1と2をご覧ください。

まず、使用料については先ほどもご説明いたしました。施設を利用した場合に負担していただくもの、手数料については、特定の者のために役務を提供した場合に実費を負担していただくというものに区分されます。

地方自治法の定めを抜粋いたしましたので読み上げさせていただきますと、使用料については、「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」と定められております。また、手数料につきましては、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」という定めがありますので、船橋市においては、この使用料・手数料の算定につきまして、平成28年6月に資料1の基本的な考え方というものを定めさせていただきました。この基本的な考え方は、使用料・手数料を定めるのに当たって、どういった費用を負担していただいて計算するかといったことで、算定方法を明確にするということと、受益者の負担が過大にならないようにということ、経費削減の取り組みということを基本に定めさせていただきました。

1枚めくっていただきまして、まず、使用料算定の基本的な考え方についてご説明いたします。

まず、使用料を負担していただく部分の原価の算定について定めたものでございます。原価に算入する費用として図に示させていただきましたが、施設を維持管理するために、光熱水費、設備の保守点検、事務経費など費用がかかりますが、原価に算入する費用としては、人にかかる費用、貸出事業や施設を維持するための業務に直接従事する職員に要する費用、それと物にかかる費用として、貸出事業や施設を維持管理するために要する費用という、2つの項目について原価に算入するということといたしました。

一方で、原価に算入しない費用として、貸出事業以外にかかる費用、市が実施する主催事業に要する費用や併設するほかの施設にかかる費用、また、施設整備にかかる費用、これは貸出をする施設の整備にかかる費用、具体的には用地費や施設の改良に要する費用については原価に算入しないことといたしました。

こういった原価の算定のルールを定めた上で、施設使用料の算定については、原価に施設の性質別分類に応じて負担していただく割合を定めて、使用料を算定することといたしました。

資料3ページ、施設の性質別分類による受益者負担の割合ということで、2つの柱を定めて分類の割合を算定することといたしました。

1つは、市場性による分類、2つ目は、公益性による分類ということで図に定めてあります。市場性による分類については、その施設が市場的なものか、または非市場的なものかということで分類をいたしました。市場的なものについては、同種または類似するサービスが民間でも提供されている施

設であるか。非市場的なものとしては、同種または類似するサービスが民間で提供されていない、あるいはほとんどない施設であるかといった分類をさせていただきました。これが市場性について高い、低いということで、これを柱といたしました。

もう一方の、公益性による分類については、市に公益的とさせていただき判断基準としては、市民が日常生活を営む上で必要となる施設、世代に関係なく市民に広く必要とされる施設であるかといった項目を定めました。私益的というふうに定めた施設につきましては、日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって選択的に利用する施設であるかどうかという分類を定めさせていただき、この公益性が高い、低いという分類を定めております。

1 ページめくっていただきまして、これを縦軸に市場性、横軸に公益性ということで、それぞれを縦横3つずつ、9つの領域を定めて、受益者負担の割合を設定いたしました。

例えば、市場的、これが高くて私益的という施設に類するものについては、経費の100%を使用料として負担していただく。一方で、非市場的で公益性が高いものというところにつきましては、使用料は0という形で、100%、75%、50%、25%、この分類に分けさせていただいたところがございます。受益者負担の割合については、どの枠に収まるかということで負担割合を定めさせていただいたところがございます。

見直しにつきましては、現行の使用料が適正であるかの判断については、この割合が10%以上適正な価格から乖離した場合には、見直しをしようというルールを定めたところがございます。

また、適用対象外の施設として、資料5ページの「5 適用対象外の施設」としてそこに挙げましたように、1、法令等で使用料の算定方法が定められている施設、2、県内の他市等と同じ算定方法等が適用されている施設、3、原価により使用料を算定することが適当でない施設に分けさせていただいて、適用対象外の施設を分類したところがございます。

続きまして、手数料の算定の基本的な考え方につきましてご説明いたします。

原価につきましては、市では証明や審査、認可、さまざまな役務・サービスを提供しておりますが、これらに要する費用については、受益者に負担していただくこととなります。この算入する費用としては、人にかかる費用、当該事務サービス、役務を提供するために直接従事する職員に要する費用と、物にかかる費用、申請書、証明書等の消耗品のほか、委託料や通信運搬などの事務に要する費用について、原価に算入することとしております。

先ほどの使用料につきましては、受益者負担の割合というものを定めて軽減等を行ってまいりましたが、手数料につきましては、原価に算入する費用を全て受益者に負担していただくというルールを定めさせていただいております。

次、7ページに見直しを検討する手数料といたしまして、先ほどの使用料と同様に、適正であるかという判断につきましては、原価と比較して同じ水準であるか、乖離しているかを検証して判断することとしております。

4番目に、適用対象外とする手数料につきましては、1番として法令等で基準の定めがあるもの、2番として県内他市等との協議により金額を定めているもの、3番として原価により手数料を算定することが適当でないもの、という3つの分類を挙げさせていただいております。

続きまして、見直しに当たってのルールについてもあわせて定めさせていただきました。

まず、見直しによる激変緩和措置ということで定めたものがございます。資料8ページです。使用料・手数料の見直しを行う場合、現行から大幅に増額しなければならない状況も想定されておりますが、余り急激な負担増とならないように、期間及び金額の段階的な見直しを実施するものとしており

ます。これにつきましては、現行手数料の 1.5 倍までを 1 回の改定で行う上限としているところでございます。

使用料・手数料の基本的なルールにつきましては、以上のとおりでございます。このルールに従いまして、定めた使用料等を一覧で示したものを資料 2 に提示させていただきました。

現状といたしましては、平成 28 年度の決算額をもとに、現在の使用料・手数料が適正な価格となっているかということを経営検証しているところでございます。これにより乖離が認められたものにつきましては、次の改定のタイミングで改定をするかどうか判断することとしております。

財政課からは以上です。

○武藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明の中で、市の使用料・手数料については、基本的な考え方において一定のルールに基づき、適正な運用がなされているということがわかりました。また、適用除外のものについても、それぞれ個々のルールや考え方で整理されていることがわかりました。

今回の会議での提案ということになりますが、この会議で取り上げてみたい項目については、委員の皆様にお諮りしながら決めていきたいと思っております。

資料 2 をご覧いただきますと膨大な量の使用料・手数料が載っていますが、これを全て検討するのは大変難しいということでございます。ただ、前回会議において、市の将来財政推計の説明を受けた中で、平成 30 年度から国民健康保険の広域化により負担増が見込まれるという話がございました。これについては、平成 30 年度予算にも影響が及ぶということですので、先行して議論する必要があるかと考えております。このため、本日は特に国民健康保険事業をテーマとして取り上げてみたいと考えておりますが、委員の皆様はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本木さん、どうぞ。

○本木委員

本木です。基本的なものはわかったのですが、今まで説明をされた資料 1 の部分について、すぐに本題のほうに入ってしまうのでしょうか。今までの説明の中での議論というのはないのでしょうか。

○武藤会長

それは結構です。資料 1 についてのご質問等がございましたら、そこはちゃんと詰めて理解しておかないといけないかなと思っております。ご質問があればどうぞ。

○本木委員

それでは、逆になりますけれども、まず今のご説明の中で、次の訂正の段階で見直しをかけるというご説明がありましたけれども、次の訂正の段階で見直す時期というのはわかっているのでしょうか。それが一つ確認をしたいところです。

もう一つ、10 ページから表が出て、1/4 ページから 4/4 ページまでの部分というのは、非常にわかりにくいです。何がわかりにくいかと言いますと、10 ページの 3 番に、「『使用料・手数料算定の基本的な考え方』の適用の有無等」というのがある。そして、使用料における基本的な考え方の適用

の有無について、『「別表『使用料算定の基本的な考え方』の適用の有無及び性質別分類による受益者負担割合』のとおりとします』と書いてあるのですが、別表というのは、この資料2のことだと理解しますが、それでよろしいですね。

そういう前提でちょっとお尋ねをするのですが、この資料2に書いてあるのは全部で73項目あります。この資料2の中で、基本的考え方の適用対象外というのが非常にたくさんあるんです。これは、それぞれここに使用料・手数料の別があって、適用対象外になる根拠が丸をつけてあるので、それ以外は行政の判断で決めていくものというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それからもう一つ、ここに網羅されている細節名称という欄、これが全てなののでしょうか。私ども、こういった施設を市民として利用する立場からしますと、これだけじゃないよな、まだあるよなというふうに思うし、同じ利用目的であるものが、あるところは25%なり30%なりの利用者負担があるけれども、ある施設は無料だなんていうものもあります。我々使う立場からすると、何でなんだろうという疑問もあるのですが、その辺の議論というのは、次の段階で見直すときに議論されることになるのでしょうか。これを確認しておきたいと思います。

○武藤会長

事務局、お願いいたします。

○財政課長

財政課長です。まず、ご指摘いただきました資料1の10ページ中の別表、使用料算定の基本的な考え方の示す施設ごとの負担割合ということでございますが、今回お手元にお配りした資料には施設ごとの負担割合についてお示ししたものがございません。これについては、基本的な考え方をまずここでご説明させていただきたいということで用意をさせていただきましたが、その中に負担割合というところの言及をされているということをお失念しておりましたので、施設ごとの負担割合についてお示しした資料をおつけしておりませんでした。申しわけありません。

それと、説明の中でわかりづらかったところといたしましては、現在、平成28年度の決算が出て確定しておりますので、これに基づいて各使用料・手数料が適正な単価におさまっているかどうかという分析を始めたところでございます。これによって、一定のルールに基づいて、適正価格、現行の使用料から単価を分析して、10%以上乖離があるものにつきましては、改定が必要だろうという判断をすることになるのですが、これにつきましては、分析をした結果、作業を今年度いっぱいかけて分析をする予定でございますので、乖離をしているかどうかの結果については、平成29年度終わりごろ、平成30年度になってから結果が出ます。その後、該当する部分については、使用料・手数料の改定の手続に入るというスケジュールであります。

○大野委員

もう一つ、質問を続けていいですか。

○武藤会長

まだ本木委員の質問に全部答えていないかなと思います。

○財政課長

それと資料2につきましては、使用料・手数料収入済額の大きなほうから並べたもので資料を整えておりますので、全て記載しているものではございません

○武藤会長

そうすると、あとどのくらいあるのですか。それもすぐには出せないですか。

○財政課長

使用料・手数料の数につきましては、細かい種類等についてお答えいたしますので、少々お時間をいただきたいと思います。

○武藤会長

はい、よろしくをお願いします。

それから、まだご質問がありましたね。大体オーケーですか。無料のものもあるとかというご質問がありましたね。

どうぞ、本木委員

○本木委員

基本的なものは、今年度いっぱいかけていろいろと10%以上乖離があるものについては検討していくということで結構ですけれども、私はせっかくこの資料の中につけていただいているので、10ページから11ページにかけて書いてあるものと、この資料2を比べさせていただきますと、どうもこれだけではなさそうだな、もっとありそうだなと、今、例示的なものだというふうに理解しろというならそれで構わないのですけれども、私どもは市民として利用させていただく立場からすると、これだけではないよなという気がしたものですから、そういうお尋ねをしました。

それからもう一つ、同じような目的で使用する施設でありながら、基本のベースが、あるところは無料で使わせている、あるところは25%取っている、あるいは50%になっているというようなものもありませんかと。これだけでは、私どもは具体的なものは何もわからないし、それが正しいのか、正しくないのかわからない。それは別途また見直しが終わった段階でいろいろと検討する場があるというふうに私は理解させていただきまして……。

○山崎副市長

副市長の山崎です。確かに本木委員おっしゃるとおり、4ページの市場的、非市場的、それから私益的、公益的、ここの中に分類されてきてゼロになってしまったりするものが出てくるんです。多分、本木さんの場合には、自連協関係をやっていらっしゃってあらゆる施設をご存じで、実感として感じていらっしゃると思いますので、事務局のほうから、このそれぞれのマトリックスの中にどんなものが入っているのかというのをお示しするのが一番わかりやすいと思います。これはかなり膨大な量になってしまって、この辺は結構しっかりやった部分という自負はあるものですから、その辺は委員の皆様以後にお配りさせていただくということで、議論を先に進めさせていただければと思うのですが、会長いかがでしょうか。本木さんさえよろしければ。

○本木委員

結構です。わかりました。

○武藤会長

よろしいですか。それでは、具体的な施設名がどういう比率になっているかという資料については、後ほど追加で、次回までには出していただくということで、先に進めたいと思います。

大野委員、どうぞ。

○大野委員

大野です。2点ほどお聞きします。1つはこの資料、基準を考えられたのが平成28年6月ということでしたね。もうこういうお金は決まっているわけですね。ずーっとやってきたわけです。それ以前はどういう考えで料金を決めてあったのか。そして、今回これを決めたということで、もしこの中でよくご存じの方がいれば教えてもらいたいのですが、今回決めたこの基準というものは、一般的に妥当なものなのかどうか、それとも、よそではもっと違う基準を持っているのか、この2点を教えてください。

○武藤会長

いかがでしょうか。

○山崎副市長

よろしいですか。一番深くかかわっていたものですから。

まず、それ以前はどう取っていたのかと。かなり固定して、もう10年ぐらい据え置かれてしまったような状態のものばかりでした。それから、戸籍住民の手数料ですとかそういったものは、もう標準政令とかで金額が決まっていますものですから、そういったものはそのとおりに取っていたと。ただ、原価計算につきましては、細かいことをやらずに徴収させていただいて、計算した結果そんなに大きなずれはなかったのですけれども、より厳格にするためにこのルールを決めさせていただきました。

あとは、このルールのとおりに一般的にやっているのかということ、最近はこういった考え方で原価計算をして、市場性だとか公益性だとかを見ながら決めているところが多いようでございます。私もかなり各市を参考にさせていただいてそれをつくりましたけれども、1,700の市がどうやっているかということ、必ずしもこのやり方でやっていなくて、旧態依然の昔の私どものようなやり方でやっている市もいまだにあります。という形で、かなり据え置かれていて、計算を一回はっきり基準をつくらうということでやらせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○武藤会長

よろしいですか。

○大野委員

ごく一般的なのですか。議長さんは大学で教鞭をとられているので、こういう考え方って妥当なものですか。

○武藤会長

そうですね。それは財政学の佐藤先生のほうが詳しいかなと思うのですが、いかがですか。

○佐藤委員

理屈上はそのとおりだと思いますので、別におかしなことではないと思います。ただ、ちょっと気になったのは、減価償却を入れたり入れてなかったり。下水道は入れているんですね。病院も入れている。ただ、公民館とか体育館とか施設系は入っていないのかな。その辺のやりくりかなと思います。公会計改革の中で特に減価償却の扱いというのは議論になっているので、その辺は本当は少し精査をしないといけないところだったのかなと。それが言いたかった部分です。

○武藤会長

そうですね。

○大野委員

ありがとうございました。

○山崎副市長

その点につきましては、確かに下水道使用料なんかですと、資本を投じたお金を計算してやりなさいというのは、国のルールができ上がっています。他のものについてはそこまで明確に決まっていなくて、例えば、施設によっては減価償却費を入れているところもありますけれども、今のもので大体ある程度均衡が保たれていて、ある意味、減価償却を全額入れてしまいますと、かなり跳ね上がってしまうというような事実がございます。

私ども、料金を比較してみますと、他市との均衡もとれていまして、おおむね落ちつくべきところに落ちついているというふうには思っているのですが、ほかの市も、例えば施設の使用料を、ちょっと部屋を借りるといふようなところまで減価償却を求めている例は、なかなかないようには理解しています。ですから、それはまちまちだと思うのですが、船橋市としては多くの市がやっているような形の中に落ちついているというように理解しています。

○武藤会長

よろしいでしょうか。

では、日吉委員どうぞ。

○日吉委員

今のに関係しますけれども、確かに減価償却を入れるとかなり跳ね上がるというのは理解できるのですが、特に今回区分けされている中で、市場的と言われているところ、特に私益的のところですか、ここについては、投資分の回収という概念も入れてある程度考えるというのも、一つの考え方だというふうに思いますし、特にこれは、今日の次のテーマの公債費の抑制というところでそういった発想というのは大分大事になってこようかなと思いますので、これはちょっと検討の余地はあるのかなと思います。

もう1点、今日はここには若干しか触れていないのですが、手数料の減免が結構あるのかなと思ひまして、これについても本当にその減免対象が適切に運用されているのかとか、場合によっては慣例

的に既得権化していないかとか、そのあたりについてもぜひしっかりとチェックをいただければと思います。

○武藤会長

ありがとうございました。

それでは、この使用料・手数料についての一般的な説明は追加の資料をいただくということにいたしまして、当面、平成 30 年度から大きく制度変更が行われる国民健康保険事業について少し考えたと思います。

国保事業は、全国的に財政基盤の強化が求められております。その結果、制度変更が行われたわけですが、この制度改正によって自治体や市民に負担が大きくなる市もあると聞いております。今回はこうした課題について議論をしていきたいと思っております。

まずは、今回、国民健康保険制度について基礎的な部分をご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、事務局より国民健康保険制度の概要や、船橋市についての特徴、他市と比較して客観的に見られる点などについて説明をお願いいたします。

○政策企画課長

政策企画課長でございます。国民健康保険事業の概要の説明に入る前に、これを議論する上での一つの参考ということでご説明させていただきたい点がございまして、今日お配りしました資料のインデックス 3 をご覧いただきたいと思っております。それから、追加で今日お配りしました人口ビジョンの抜粋のところとあわせてご覧いただければと思っております。

資料の 3、まず数字が並んでいるものと、次にその数字をグラフでボリューム感を表しているものとございますけれども、数字のところでご説明させていただきます。

これから中心になって議論していただく国民健康保険事業ですけれども、一般財源ベースで一般会計から繰り出している、あるいは負担している金額のボリュームですけれども、実はここ数年が一番ピークになるかと思っています。それからだんだん事業規模が小さくなっていくというふうになっています。

それは、今日お配りしました人口ビジョンの抜粋とあわせて見ていただきたいと思っておりますけれども、人口ビジョンの図表 20、下段になります。これが高齢者人口の今後の推移ということで、赤が 75 歳以上、いわゆる後期高齢者、それからブルーのところは 65 歳から 74 歳ということで、ここの層が国民健康保険事業に入っていく形になるのですけれども、今後 75 歳以上、つまり後期高齢者に移行される方が非常に大きくなるということで、一義的には国民健康保険事業が少し規模が小さくなっていくというふうになります。後期高齢者事業がその分、この資料の 3 を見ていただきますと、今、一般会計からの負担が 42 億 9,500 万円ということですが、だんだん 50 億円、60 億円ということでシフトしてくる分、市の負担が大きくなっていくようになります。あわせて、やはり高齢者の世代が増えていくということで、その隣の介護保険、この辺は一般会計、市のほうの負担とルール化されておりますけれども、この部分も全体としてのボリュームが増えていく。そうしますと、ちょうど平成 28 年度が合計 142 億 1,933 万 4,000 円とございますけれども、これが 10 年後ぐらいには 170 億円ぐらいの規模で膨れ上がってくる。

介護保険と後期高齢者医療事業につきましては、ある程度国のほうで制度がしっかり固まっております、ここはもう市の議論を挟む余地がない部分でございます。ここの部分はかなり増えていくと

いうこともございますので、こういった財源負担が、トータルで見ると医療・介護が増えていくという中で、この国民健康保険事業についても議論の材料というふうにしていただければと思います。
以上でございます。

○武藤会長

全体としての流れは、十分には言えないまでも理解できましたが、改めて、国民健康保険制度の概要についての説明をお願いいたします。

○国民健康保険課長

国民健康保険課長です。本日はお時間をとっていただき、まことにありがとうございます。

まず、資料4をご覧ください。「国民健康保険事業について」ということで、めくっていただきまして、「国民健康保険制度の概要について」ということで、2ページになります。

日本における医療保険制度、原則として、国民全てが何らかの公的医療保険でカバーされるという国民皆保険制度に最大の特徴がございます。主な特徴としては、②番に書かれているように、医療機関を自由に選べる。誰でも、どこでも、いつでも、安心して医療を受けることができる。③として、安い医療費、要は自己負担で高度な医療を受けることができる。④として、保険技術を用いた社会保険制度であるということ、社会保険方式ということは皆さんご承知かと思いますが、人が集まってある集団をつくり、あらかじめ保険料、お金を出し合って、保険事故に遭った人に必要なサービスを提供するという仕組みを基本としつつ、皆保険制度を維持するために公費を投入するものでございます。

次のページをご覧ください。3ページとなります。医療保険制度の体系ということ、日本におけるということになるかと思えます。

日本における医療保険制度は複雑になっておりまして、大きく分けて2つの枠組みから成っております。1つは75歳をラインとして、75歳を越えると後期高齢者医療保険制度、全国全てこの制度でカバーされます。75歳未満を見ますと、国民健康保険、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合と4つの制度が分立して、それぞれどこかの制度に入っております。

まず、協会けんぽ、これは中小企業のサラリーマンとそのご家族。隣の健康保険組合、こちらは大企業のサラリーマンとその家族。隣の共済組合は、公務員とその家族が入っております。一言で言えば、雇用されて働いている方とその家族が、この3つの制度に入っている。しかし、雇用されていない自営業の方、年金生活者や働いていない方、非正規雇用等の方をカバーする仕組みがなければ、先ほど言いましたように、皆保険制度が成立いたしません。その役割を担っているのが国民健康保険制度となります。

ここで、国民健康保険のところを見ていただくと、自営業者、年金生活者、非正規労働者等でございますが、この「等」が大変重要でございます。これが全て、全員働いていない方を排除しない。このことから国民健康保険制度が国民皆保険制度の最後のとりで、かなめ、いわゆる「最後の受け皿」と言われるゆえんでございます。

しかし、そういった仕組み、構造であるがゆえの課題や問題点がございます。次のページをご覧ください。4ページでございます。各保険者の比較でございます。

市町村国保、左から2番目をご覧ください。平成27年3月末でございますが、保険者数が1,716、加入者数が3,303万人。加入者の平均年齢が51.5歳ということで、ほかと比べてもかなり高くなっ

てございます。65歳から74歳の割合ということで37.8%と、かなり高齢の方の加入が高い状況でございます。加入者1人当たりの医療費については、33万3,000円ということで、ほかの制度から見ても倍以上の医療費がかかっているという状況でございます。加入者1人当たりの平均所得が86万円。ほかと比較してもかなり低くなってございます。加入者1人当たりの平均保険料が年間8万5,000円、その下に保険料の負担率が9.9%で、公費負担が保険給付の約50%プラス保険料軽減ということで、50%を超える公費が入っているというものでございます。

全体で見ていただくとわかるように、年齢構成が高くて、医療費が高い。これはお勤めをリタイアした人が国保に移ってくる。そうすると、当然加入している方の年齢構成は高くなる。そして年齢が高くなれば、医療を受けるとか病気になるリスクは高くなる。

一方、財政基盤を見ていただきますと、加入している方の所得水準が低い。場合によってはない方もいる。また、安定的に収入を得る人は抜け出てしまう。そうすると保険料の負担も重くなる。一方で、低所得の方々の保険料を納めていただくのは大変苦勞が多い。収納率も低下している。被用者保険のように給与天引きで100%確保できるような仕組みになっていないというのが状況でございます。

続いて、5ページをご覧ください。市町村国保の概要でございます。

四角で囲まれている一番上の「○」ですが、「市町村国保とは、他の医療保険に加入していない住民を被保険者とする」ということで、国民健康保険法第6条、すみません、ここには記載されてございませんが、読み上げさせていただければと思います。

「次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としなない」という適用除外の規定があり、それ以外は、国民健康保険法第5条「市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする」。

このことから、先ほどお話ししたと思いますが、国民健康保険が最後の受け皿となっているというゆえんでございます。

次に、財源構成でございます。同じページの右下の図をご覧ください。これは、国全体でございます。ですが市町村においてもおおむね同じですので、こちらについてご説明させていただきたいと思っております。

よく国保の仕組みでは、半分が公費で半分が保険料などと言われてございますが、正確には右側の薄黄色の前期高齢者交付金を除いた半分が公費で、半分が保険料となります。では、右端の前期高齢者交付金とは何かということで、3ページに戻っていただけますでしょうか。

75歳未満は先ほど言いましたように、4つの制度から分立しており、その中で65歳から75歳までの医療費については制度間で財政調整を行ってございます。なぜかという、医療費は年齢ごとに違いがございまして、まず生まれてから就学までは病気にかかるリスクも高く、結果医療費も高くなる。小学校から中学、高校、大学、現役とだんだん医療費が低くなっていく。その後、中年以降、生活習慣病など医療費もだんだん上がってくる。さらに、65歳が節目となり、65歳以上になると、病気にしろ怪我にしろ医療費が跳ね上がる。75歳以上になると、さらに一段階医療費は上がってくる。ここで後期高齢者医療制度は、一気に75歳以上で跳ね上がった医療費のゾーンを一つのリスクと考えて、共有する人たちを一つの制度としたものでございます。

では、75歳未満に関してはどうかということですが、65歳から74歳までは目に見えて医療費が高いゾーンであることから、ここについては一定の調整が必要ではないかということで、もっと言うと、65歳から74歳のゾーンは大体会社とか市役所も含めて退職してくるゾーンであり、被用者保険から国保に入ってくるということで、簡単に言うと、医療費が高くなった方がどんどん国民健康保険に入

ってくるというゾーンでございます。そうすると、国保はこの部分の医療負担に耐えるのが厳しくなる。そこで、この黄色の帯は現役世代、いわゆる協会けんぽ、健康保険組合、共済組合から国保に対して拠出していただいて、財政調整を行っているというものでございます。

戻って、5ページでございます。ご説明したとおり、国保の基本的な財政フレームでございます。ただ一点、ここで左の白枠、保険料の下に括弧で「うち法定外一般会計繰入 3,000 億円」とございます。いわゆる法定外一般会計繰入、法律の定めがないのに一般会計から繰り入れを行って賄っているというものでございます。本来、ここは白枠ですから保険料として取るべきものですが、国保全体で約 3,000 億円、何らかの理由があって、各市ごとが一般会計を繰り入れて抑制をしているというものでございます。ここが5ページでございます。

続きまして、国民健康保険事業運営の都道府県単位化についてということになります。7ページをご覧ください。

今まで、国民健康保険制度の概要については総論的なお話をさせていただきました。国民健康保険については、構造上いろいろな問題が内在しております。先ほど、会長からもお話があったと思います。国は、国保財政をいかに安定させるかということが課題でございました。現在、横浜市のように県規模の保険者、要は 80 万人を超えるような被保がいるような保険者もおられれば、3,000 人未満の小規模の保険者もいる。これが今、全体の保険者 1,716 あるうちの4分の1を占める割合でございます。それが、現在独立してやっていくということは今の時代は難しいのではないかとということで、そのようなことから国民健康保険の仕組みを根本的に見直しを行い、平成 30 年、来年の春から都道府県単位化で再構成し、都道府県と市町村がともに保険者となり、共同して国民健康保険を運営することとなります。都道府県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営を行い制度の安定化を図り、市町村は地域住民と身近な関係の中、今まで同様、資格の管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業を引き続き担うこととなります。

続いて、8ページをご覧ください。来年春から、いわゆる改革後の国保財政の仕組みとなります。

「○」の上、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとに国保事業費納付金の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額市町村に支払う。このことにより国保財政の「入り」と「出」を管理する。今後、都道府県が財政の「入り」と「出」を全て管理するという形になります。

下の「○」、市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付額を都道府県に納付する。このことにより、都道府県からは給付に必要な全額を交付金として交付いただく形になります。今後、財政については全て都道府県を介して運営されることとなります。これが8ページでございます。

続いて、9ページをご覧ください。改革後の国民健康保険の財政運営に係る国、都道府県、市町村の役割でございます。

改革後、国保財政においてどういう役割があるかということで、国はもちろん法の制定、都道府県単位化の法整備、それと公費の拡充がございます。国としては、平成 30 年度から約 3,400 億円の規模で公費の拡充を行うこととなってございます。これは都道府県化するに当たり、法律を制定する前に、都道府県が財政運営の主体となることから、財政の今後のリスクというのは都道府県が担うこととなります。そうしたところ、知事会のほうから、従来そのままでは財政的に不安が大きいということもありまして、当時、国保全体で約 3,400 億円の赤字があったことから、国としては 3,400 億円規模の財政支援を約束して、この広域化を取りつけたと聞いてございます。

では、都道府県の役割は何かということですが、先ほどからも述べておりますように、財政運営の責任主体となり、市町村ごとに納付金を配分し、市町村が納付金を納めるための必要な標準保

険料を示すというものでございます。

では、市町村の役割は何かということではありますが、市町村は都道府県が定めた納付金を納める。都道府県に示された標準保険料率を参考にして、条例において国保の保険料率を決定し賦課・徴収を行う。それと先ほども言いましたように、地域住民の身近な関係として、資格の管理、給付、保健事業、地域住民に密接したきめ細かい事業を引き続き実施することとなります。これが9ページでございます。

続いて10ページ、国保保険料の賦課・徴収の基本的な仕組みということで、都道府県は医療給付の県内全体の見込みを立てということで、ちょうど表の下の左のオレンジの部分、これがいわゆる県全体の医療給付費と見ていただければ結構かと思えます。その隣に公費が半分くらい入ってくる。その下に保険料収納必要額ということで、県が全体で保険料として賄う総額をここで確定いたします。これを①と書いてありますが、各市町村ごとに納める納付金を算出させていただいて、これを提示するという形になります。

そして②として、提示した後に、これを集めるために各市町村ごとに標準保険料率を県のほうがお示しいたします。仮に船橋市が100億円納付金で集めてくださいという提示があった場合、船橋が100億円集めるためには所得割10%、均等割が5万円ですよというような標準的な算出方法を県のほうが示します。これをもとに市町村はそれを勘案し、さらに予定収納率に基づき保険料を定め、その100億円に対して賦課・徴収をする、そして納めるという形になります。これが10ページでございます。

次のページ、「国民健康保険事業特別会計の赤字解消・削減の取組みについて」ということで、今後、都道府県化を見据え、都道府県は市町村と相談しながら運営方針というものを策定いたします。それに伴いまして、国は策定に当たり、ガイドラインというものを示してございます。それが次のページでございます。

これは国のガイドライン、都道府県国民健康保険運営方針策定要領の抜粋でございます。

一番上の「○」です。「市町村において行われている決算補填等を目的とする一般会計繰入や前年度繰上充用については、今回の財政支援措置の拡充（これは先ほどお伝えしました3,400億円のことでございます）と都道府県から保険給付に要した費用を全額交付する仕組みの中で、解消が図られる方向となっているが、収納率の向上や医療費適正化の取組にあわせ、保険料の適正な設定等により、計画的・段階的な解消が図られるよう、実効性のある取組を定めること」というのが書かれてございます。

次の「○」です。「赤字市町村については、赤字についての要因分析（医療費水準、保険料設定、保険料収納率等）を行うとともに、必要な対策について整理すること。これを踏まえ、都道府県は、市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定めること」。いわゆる法定外の解消を年次目標をもって定めることとなっております。

しかし、その際ということで、赤字の解消または削減については云々かんぬんとございまして、最後のところ、「市町村の実態を踏まえて、その目標を定めること」ということで、その前段には、例えば5年以内のということがありますが、現在のところ明確な年数については示されてございません。これが12ページでございます。

では、赤字解消の取り組みの経緯としては今までどうだったかということ、昭和34年に国民健康保険法が成立した後に、特に繰上充用の解消については明文化されてございましたが、一般会計繰入については特に確とした明示するものはございませんでした。ただ平成22年5月、広域化等の支援方

針の取り組みの中で、まずは繰上充用の計画的解消、次いで、一般会計繰入による赤字補填分のできる限りの早期の解消というのが示されるようになりました。

その後、下の段になります。平成 30 年 4 月からということで、先ほど述べさせていただきましたが、国保財政の基盤強化・財政運営の安定化ということで、決算補填等を目的とする一般会計繰入と前年度繰上充用の新規増加分を計画的・段階的に解消・削減するというので、ここで初めて決算補填を目的とする一般会計繰入というものが出てきてございます。では、これは何かというところで、1 ページ飛ばさせていただきます、15 ページを見ていただければと思います。

これが厚労省、国が定めました法定外繰入の分類でございます。先ほど述べましたように、国のほうは決算補填等を目的とする一般会計繰入ということで、ここの中ではすみ分けをしております。決算補填目的ということで、この表の半分よりも上、ここは決算補填等を目的ということで、保険者判断によるものと、保険者判断によらないものの中で、本市の場合は、保険料の負担緩和を図るためのものと地方単独の保険料の軽減ということで、おおよそ 18 億円、これが国のほうで示されている計画的削減解消するものの対象となっております。

その下の決算補填等以外の目的、ここについては、特に国のほうは、実をいうと何ら明文化された指導はございません。

では決算補填目的、保険者判断によるものということで、これは一体何かというと、要は保険料を緩和するために一般会計からの繰入をしているものでございます。これが 15 ページでございます。

続いて、「船橋市国民健康保険事業の概要について」ということで、ここについては、かいつまんでお話をさせていただければと思います。

人口と被保険者数の推移ということで、皆さんご承知かと思います。船橋市についてはまだこれからも人口が伸びる中、国民健康保険については平成 20 年近くをピークとして、平成 20 年に後期高齢者医療制度が開始になりまして、被保者がガンと減っております。その後についてもなだらかに今落ちてきている状況でございます。それが 17 ページでございます。

実をいうと、これを表にしたものが 18 ページで、平成元年には人口が 53 万人、国民健康保険被保険者数が 12 万 9,000 人ということで、市民のうち 4 分の 1 が国民健康保険の被保険者でございました。その後、被保者がどんどん伸びて行く中で、もちろん人口も伸びてございます。平成 12～13 年ごろには、3 人につき 1 人が国保の被保険者となっております。そして平成 20 年、後期高齢者医療制度が始まったときに、人口に対して国保加入者については、後期高齢者医療制度に移行したこともありまして、大体 4 人に対して 1 人が国民健康保険の加入者となっております。その後、理想でございますが、人口が伸びていく中で国保はだんだん減っていき、平成 30 年ごろにはだいたい 5 人に 1 人くらいが国保の加入者となる予定となっております。これが 18 ページでございます。

19 ページ、被保険者の年代別分布ということで、見ていただければ一目瞭然、70 代、60 代が国保全体の大体 50% を占めているという状況でございます。これが 19 ページでございます。簡単に言えば、年齢構成が高いということは医療費も高くなるということでございます。

20 ページ、船橋の国民健康保険の被保険者の所得階層分布ということで、所得のない方から 100 万円未満というのが大体半分でございます。そのほかは表のとおりでございます。これが 20 ページでございます。

恐れ入ります、21 ページはちょっと飛ばさせていただいて、22 ページ、保険料の推移を見ていただければと思います。

平成元年から保険料については基本的に毎年毎年、改定をしております。平成 3 年、一旦保険料

は下がってございますが、平成4年以降平成11年まで、保険料は毎年毎年増えてございます。

平成12年に介護保険が導入されたことによって、実際に40歳以上の方の負担が増えるということで、平成12年、医療分については据え置いてございますが、介護分がプラスになったということで、青の合計額を見ていただければわかるかと思えますけれども、所得割が前年9.13%から9.97%、均等割は2万8,940円という状況でございます。ただ、医療分についてはその後もずっと据え置きをしてございます。平成20年に後期高齢者医療制度が始まりまして、ここで今まで医療分が1本だったものが、75歳以上が後期高齢者に移行したことにより、保険料についても案分されてございまして、後期高齢者支援金ということで分けてございます。ただ、平成20年を見ていただくとわかるかと思えますが、6.50%と支援金のほうの2.63%を足していただくと、9.13%になります。均等割も1万6,090円、5,860円を足していただくと、2万1,950円ということで、これは実をいうと据え置いてございます。ただ、平成22年に保険料を改定してございます。所得割については変更はございませんが、均等割のほうを2万1,950円から9,500円負担を増やさせていただいて、両方で3万1,450円となってございます。それ以降についての保険料については、据え置いている状況でございます。これが22ページでございます。

時間の都合上、23ページ、24ページは割愛させていただければと思います。

25ページ、保険料特別会計の推移というところで、ここでご注目いただきたいのは、この青い棒線のところの法定外繰入でございます。平成元年に6億円から始まって、平成21年には38億2,500万円まで伸びてございます。ここで法定外がかなり増えてしまったことにより、平成22年には保険料の改定を行ったという状況でございます。

次のページが法定外繰入の推移でございます。平成元年6億円に始まって、毎年毎年増えている状況でございます。一番ピークが平成21年の38億2,500万円で、平成22年には保険料を上げたということで法定外繰入金が22億6,000万円まで落ちましたが、平成23年に急激にまた落ちていることが確認できるかと思えます。実をいうと、ここからはいわゆる東日本大震災の関係で、国のほうから特別調整交付金が多分に入ってきたことによって、法定外繰入が抑制されているという状況でございます。実際にまた平成27年から増えているという状況でございます。

27ページをご覧ください。1人当たりの法定外繰入の推移ということで、この青い折れ線グラフが国民健康保険の被保険者1人当たりの法定外繰入の推移でございます。平成元年、5,000円をちょっと下回る4,629円、これが1人当たりの金額でございます。そこから始まって、一番ピークの平成21年には2万3,774円となりまして、平成22年に保険料を引き上げたときには1万3,993円。平成28年には1万5,680円ということになってございます。

下の赤い点線がいわゆる人口、要は船橋の人口から国民健康保険の被保、それと生保を除いた人数当たりの法定外繰入ということで、単純に平成28年を見ていただくとわかるかと思えますが、1人当たり大体5,000円弱、要は赤ちゃんからお年寄りまで、国保に入っていない方々は1人当たりこのぐらい負担していますよと。国保で見ていただくと、1万5,680円で、1人当たり5,000円で、3人でこの1人当たりの法定外繰入を賄っているという状況でございます。これが27ページでございます。

28ページは「保険料として賦課すべき額」ということで、これは国民健康保険条例第11条の3に書かれているものを図式化したものでございます。給付費総額からマイナス公費、残った分を保険料で賄うというのが原則でございます。それが28ページでございます。

29ページ、国民健康保険料の収納の推移でございます。平成元年から94%で始まって、保険料の

収納率はどんどん落ちていく一方でございます。平成 21 年に 88%まで落ち込んだ後にまた回復しつつございますが、ここ最近では 90%を維持している状況でございます。

収納率との関係ですが、88%ということで、収納率というのはここでいいのかということであれば、これは取り切れない分があるということです。要は、この 10%については現在納めていただいている方に割りつけをしているということでございまして、現在納めている方がこの 10%分を多目に負担していただいている状況でございます。

実をいうと、平成 21 年、先ほども言いました法定外がいっぱい入っているという年、翌年、保険料を上げさせていただいております。平成 22 年に 9,500 円上げさせていただいておりますが、平成 21 年から 22 年については保険料の収納率は上がってございます。ですので、保険料を 9,500 円上げたからといって収納率が影響あるかと言われれば、この表から鑑みると特にそこには影響がなかったと思えます。それが 29 ページでございます。

では、船橋市として、財政健全化のための施策として何をやっているかですけれども、歳入確保ということで、収納率向上対策の実施、もちろん督促・催促、電話での催告を行っております。さらに、滞納処分ということで、差し押さえもしてございます。経営姿勢、評価に対する国・県の交付金の獲得ということで、努力者支援というのが今後ありまして、そこについてはいろいろな保険給付、保険事業については厚目に行って、今後について給付が伸びないような努力をしております。

歳出としては、医療費の適正化ということで、被保険者の資格の適正化、医療費通知、後発医薬（ジェネリック）などの差額の通知、レセプトの点検や不当利得の返還請求などの給付の適正化を行って、特定健診による長期的な医療費の抑制を行ってございます。これが 30 ページでございます。

最後になります。他市との比較でございます。千葉県内 54 市における船橋の状況でございます。医療費については、本市は 54 市中 33 位ということで中段より下になります。32 万 4,174 円。県内平均が 32 万 4,662 円ということで、おおよそ県の平均並みかと思っております。1 人当たりの保険給付費については、県の平均が 26 万 8,811 円ということで、ほぼほぼ県内平均でございます。

では、1 人当たりの保険料でございますが、船橋の場合はぐんと下になってございまして、8 万 9,383 円ということで、県の平均が 9 万 6,547 円ということで、その差が 7,164 円でございます。

船橋は、1 人当たりの所得ということで右側を見ていただくと、県内では高いほうに位置しております。81 万 7,556 円となっております。

1 番のところに長柄町というのがございますが、これは実をいうと、被保は少ないのですが、たまたま被保の中に不動産を売却したことによって、1 人でものすごく所得があつて躍り出てしまったということがありますので、この 1 位のところについては、たまたまということでご了承いただければと思います。これが 33 ページでございます。

34 ページ、所得に占める保険料の割合、いわゆる負担感でございます。船橋の場合は 10.24 ということで、全体からすると負担感については随分下のほうとなります。

34 ページ、1 人当たりの法定外繰入金。千葉県 54 市中、実をいうと、法定外繰入を入れているのは 29 市でございます。近隣市で見えますと、松戸市などは法定外繰入を入れてございません。鎌ヶ谷から 29 番の八千代までありまして、船橋の場合は 1 万 5,680 円ということで、法定外についてはかなり高い位置を占めてございます。

35 ページ以降は同様の数字ではございますが、比較が中核 48 市における船橋の状況ですので、ここについては割愛させていただければと思います。

説明は以上でございますが、法定外一般会計繰入については、今まで市の政策判断において正式な

プロセスを踏んで計上してきた次第でございます。ただ、受益者負担の適正化、負担をする側の公平性、医療保険の二重負担の解消、また 30 年度からの都道府県単位化に伴うガイドライン、千葉県が策定する運営方針に基づき、ご意見を賜ればと思います。

それと、広域化の関係でございます。先ほども会長からご発言もあったかと思いますが、現在、広域化に伴って千葉県のほうでは試算というものが行われておりまして、第 3 回の試算結果というものが公表されてございます。それによりますと、船橋の場合は、現在の保険料率を維持するためには、おおよそ法定外を 31 億円、現在は 25 億円ですけれども、プラス 6 億円を繰り上げることをしないと、現在の保険料率を維持できないという状況でございます。

簡単ですが、国民健康保険課の説明でございます。ありがとうございます。

○武藤会長

どうもありがとうございました。なかなか難しくて、理解するのが大変ですが。

現在、制度変更進行中で、試算をしていただいているということなのですが、この試算も試みの試算ということで変わるかもしれませんので、今後、変更点などが出てきましたら説明をしていただきたいと思います。

ただいまの説明の中で可能性として考えられる課題について、ご意見をいただければと考えております。いろいろとあるかなと思います。また、十分にわからないところの説明を求めることでも結構ですので、ご意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

○佐藤委員

結論から言えば、もう法定外繰入金は解消していくしかない。だって国がそうしろと言っているのと、あと、長い目で見れば、千葉県のほうで恐らくこれから保険料率の統一化、あるいは格差是正に入ってきますので、それをやるに当たって法定外繰入があると非常にまずいことになるので、方向感としてはやらざるを得ない。

船橋市でできますかという、意外とできる。なぜかといえば、もともと保険料率はそんなに高くない。これまで据え置いている。それから、実は意外と豊かである。加入者の所得水準も決して低くないということ。その割には法定外繰入が多かったというのは、ある意味、財政的に余裕があったので、ちょっと大盤振る舞いすることができていたというだけ。それはほかの自治体も多分同じだと思うのです。市川市さんとかも含めて。

法定外繰入は、これは健保連が昔調べたことがありますけれども、法定外繰入の多いところって財政力の豊かなところなんですね。だから、財政力が厳しくて、保険料率も目いっぱい上げていて、もうこれ以上上げられないからやむを得ず繰り入れをしているわけではなくて、豊かな自治体が大盤振る舞いをしているというのが、意外な繰入金の実態だったりするということは言われます。

ですから、そこからすると、方向感としてはやるべきだし、さもないと、先ほど出てきたように公平感も損なうわけで、法定外繰入金を負担しているのは市民ですから。保険加入者ではない人たちが法定外繰入の負担を最終的にはするわけですから。まさにその部分を見れば、明らかに受益者負担に反するわけです。市民の方は普通に別の保険に入っているわけです。国保加入者以外の方はほかの保険に入っているわけですから。

ですから、その意味からしても、やっていくということだと思うのです。ただ、課題はという話だったので、課題は多分 3 点あって、一番手っ取り早い課題はというと、低所得者対策はどうするかと

いうこと。でも、これも今の制度で低所得者に対する免除というのがあります。ただ、これはもしかしたらですけれども、低所得者で申請していないケースがあるかもしれない。実際、家計調査とかいろんな全国消費実態調査なんかを見ていると、所得の低い方々は医療保険料の負担が高いんです。本当は彼らは免除の対象になるはずなのだけれども、申請していないのか何なのか、意外と高い保険料を納めている傾向があります。ですから、ちゃんと申請してもらおうということが大前提だと思います。

それから、やはり滞納が大きいかなという気がしています。これまでは保険料を据え置いていたのが意外にそこはうやむやだったけれども、どちらかという滞納した分は一般会計からの繰り入れでカバーしていたという面があります。保険料は変えていないわけですから。だけど、これから保険料率を上げるということになると、恐らく滞納分が多いと、何もしなければその分だけ、当然保険料が上がっていくということになってしまいますので、真面目な人がばかを見ることになってしまいます。

したがって、この滞納整理のところをどうするか。これは、実はほかの自治体でも全く同じ問題を抱えていて、船橋市さんはどうしているのかは存じ上げませんが、例えば固定資産税とか市税とかと一緒に保険料の滞納も整理するといったこともやっていますし、場所によっては広域連携を組んで、県の協力を得ながらやっているというケースもあります。とにかく、この滞納の整理のところをきちっとやらないと、多分加入者からの理解が得られないかなという気がします。

○武藤会長

どうもありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

では、本木委員のほうがちよっと手が早かったので、本木委員から。すみません、大野委員はその次に。

○本木委員

これはページ数が振っていないですが、資料3を見ますと、法定外繰入金が平成28年度は66.8%になるんですね。これは大変なものだなと、我々素人、一市民でもわかるんです。いろいろな対策が、今ご説明の後のほうにありましたけれども、特に制度が今度広域化していったら、その説明もこの中にありますけれども、これは大変だなという気がしました。

例えば、県が保険料率の標準を定めるわけですね。船橋の実績を見ると、九十九点何%と、相当収納率がいいので、すごいなとは思ったんですけれども、この不当利得の返還請求額というのは大体どのくらいになるものかなと思いました。

それから、ジェネリックの話もありましたけれども、今、市民がこれを利用している比率というのはどのくらいが想定されるのでしょうか。その辺をまずお尋ねしておきたいのです。

○武藤会長

事務局、いかがでしょうか。

○国民健康保険課長

ちよっと今、資料を調べますので、若干お時間をいただければと思います。

○武藤会長

はい。では、その間に大野委員、どうぞ。

○大野委員

確認ですけれども、国が制度を変えなくても、もう大分市が助けている。繰入金が大変多いので、どの辺で変えなければいけないかということを考えていただく。どの程度にしなければいけないということを、市としては考えていたかどうか。そして、今度制度が変わってくる中で、この制度を生かしてきたときに、どの程度のことと言われるように、今、佐藤先生の話だと完璧に全部埋めろと言っているのですが、それはちょっと先になるのだと思います。どういう経過を踏みながらこの話が出てくるのか、その辺を教えていただければと思います。

○武藤会長

いかがですか、事務局。

○国民健康保険課長

正確なところは定かではございませんが、記録としてでございます。議会の答弁というのが一つかと思うのですが、平成 15 年には、もうこの法定外繰入については限界が来ているということで、やはり負担の公平性からということで、平成 15 年を契機にということではございませんが、正式な、公式な場としてご発言があったということでは、平成 15 年の議会の答弁かと思えます。これは過去からも、やはり解消をしていかなければいけないというのは、ずっと市としてはあったと思います。ただ、今回ちょうど平成 30 年度の広域化のところ、こういう赤字解消のガイドラインが示されたということで、今後、負担の公平性を考えて、やはりここでやらざるを得ないというところも一つの判断かと思っております。

○大野委員

では、続けて。先ほどのお金の件も見直して、上がるのか下がるのか、いろいろあるのでしょうか。よくわかりませんが、どちらかというところと上がる傾向にあるのだらうと思っております。そして、これも上がる傾向にあるのだらうと。ただ、私なんか市民が考えるのは、景気がいい、景気がいいと言われていますが、決して所得は伸びていないし生活は楽ではない。船橋市さんがやってくれたことに関して、こんなにお金を出してくれるということに関しては、今日よく理解できました。でも、一般の人たちはほとんどわからない。

そういう中でこれを進めていくときに、これは単純に進められる話じゃないだらうと。政策としても、あそこ（資料 4 P30）にぼんぼんぼんと書いてあったけれども、あれは一般的に考えられる政策ではないだらうか。市として何かもうちょっと特徴のある方策が考えられるのではないかというようなことも思うわけですが、そんなことを含めながら、もし今考えているところがあれば教えていただきたいと思っております。

○武藤会長

いかがでしょうか。

○山崎副市長

まず、法定外繰入を 20 億、多いときは 30 億を超えることをずっとやってきた。これはある意味、

佐藤先生のほうからもお話があった、それに耐え得る財政力を持っていたというのは紛れもない事実だと思っています。

やはりきっかけとなったのは広域化です。広域化までについては、予算編成の中で苦しいのは事実ですけれども、広域化していく、それから、今後の介護保険、後期高齢者の負担金、納付金、こういったものを全部トータルで含めていくと、国保だけでは広域化しても被保者数というのはどんどん減ってくる。75歳以上に流れていってしまうというのがございますので。ただ、高齢者にかかるお金について一般財源負担というのを、そんなに冷たいことを一気にできるという話ではないとは思いますが、これをそのまま適正化というか、ある意味抑えていかないと、財政的にはかなり厳しい状況になることは事実だなと思っています。ですから、その辺のところ、先ほど佐藤先生がおっしゃっていた低所得者対策を別にどう考えるのかとか、そういった話は今後議論になってくると思います。私どももまだこれをどうしようというところまでは決めかねています。

ですから、まさに今回の委員会を開いていただいて、専門家の皆様のご意見を伺いながら答申をいただいて、参考として予算編成に臨みたいと思っています。ですから、今現在、船橋市がこれをどうするということまで明確に決めたわけではないです。ただ、実感として今回のものを改めているような数字を重ね合わせて整理していくと、今後、この高齢者のお金というのは、子育てもいっぱいかかっていますけれども、高齢者の部分のこの一般財源負担というのも、厳しくなることは事実だということと言えるのではないかと思います。

○武藤会長

佐藤先生。

○佐藤委員

この問題は、実は役所対市民の問題ではなくて、市民対市民の関係なんです。なぜかというと、法定外繰入金を負担しているのは、結局は市民だから。これは今、内閣府でも「見える化」というのをいろいろやって、地域間での違いとかいろいろなものを見せようとしているのですが、おもしろい「見える化」だなと思ったのが、資料4の27ページであります。

実はということで、要するに、国保に加入していない人ってどれくらい負担しているんですかという、みんながみんな税金を納めているわけではないですけれども、ざっくり言えば、1人5,000円払っているんですよということです。これは極めて驚愕的だと思うのです。普通に健保に入って、協会けんぽに入って、真面目に保険料を納めている人が、追加で何のいわれもないのに5,000円払わされているということになるわけですから、これはやはり市民に見せて問うべきことだと思います。それでいいですか。それでいいですと言ったら、どうぞなんですけれども。それでいいですかということは問うべきだし、それから、他市との比較を見ても、どう考えても船橋市は保険料が低いんです。その割には繰入金が多い。これもやはり見せるべきことで、市民に問うことだと思うのです。当然、国保の加入者の方々は保険料が上がるのは嫌だし、彼らが反対するのは当たり前です。ただ、今度は逆に納税者である市民の側が果たしてこれをどう見るかということだと思います。

くどいようですが、低所得者に対する配慮ということがどうせ出てくるので、これをちゃんとやりますということを前提にすれば、別にこれは弱者を切り捨てる話をしていないということになるので、ここはちゃんと情報開示をしていって、まさに「見える化」していくと、これは意外と動くと思いますけれども。

○武藤会長

いかがでしょうか。

谷本委員、お願いします。

○谷本副会長

今の佐藤先生がおっしゃるのはもっともだと思いますし、当然、繰入金を削減、解消していくというのは一つやらなければいけない方向性だとは思っています。ただ、実際にその取り組みを具現化していったときに、つまり、「見える化」した上で具現化していったときに、市民の中での格差の問題というのが一方であるのではないかと私は懸念しております。国民健康保険制度とほかの医療保険制度の根本的な違いは事業者負担がないということです。つまり、普通、企業なりある程度のところにきちんと正規職員としてお勤めの方々は、企業の負担分でそこはカバーされているので、実感として、料率はともかく、払っている保険料が高いという感覚になるわけです。ほかの市民の方が確かに5,000円ずつ拠出されているのは、それは事実かもしれない。事実かもしれないけれども、それは人々の中でのいわゆる格差問題と言ったらいいのでしょうか、正規職員になれた方たちと、そうでない方たちとの問題という形でも顕在化してくる可能性もあるわけです。これは全くゼロとは言えないと思うのです。

先ほど年齢の構成の比率を見ていて、19ページですか、確かに60代、70代の方が多いのは事実ですし、今後もその比率というのは変わらないのかもしれないのですが、懸念されるのが、やはり30代、40代、20代、この辺の比率が最近の比率としての傾向なのか、過去はこれがもう少し比率が低かったのか、そういったところもちょっと丁寧に、方向性としてやることを反対はしませんが、やっていく上でそこを丁寧に拾っていかないと、現実問題として市民の方たちの中での対立ができてしまう。むしろ私はそちらを懸念するというのが1点です。

それから、30ページの歳出の抑制のところ、もう既に4項目挙っておりますが、いわゆる医療費の抑制のあたりも一方でやっていくべきだと。現状の給付も、もちろん県内では平均だとおっしゃっていましたが、さらにそれを下げていこうよという運動をやっていくことも1つの方策としてあると思うのです。そのときに、一番下にあります特定健康診査による医療費の抑制であったり、あるいはがん検診であったり、むしろそういうことも積極的にやっています、一方で医療費抑制も努めていますよという方向もありながら、でも、現状、いわゆる一般会計からの拠出が多いのでこれを下げたいんですということを、並行的におやりになる必要があるのではないかなということで、これは市民向けの展開の仕方として、ちょっと私のほうで懸念しているところを申し上げます。

○武藤会長

何か事務局からありますか。

○国民健康保険課長

今の委員ではなく、本木委員から先ほどご質問があった2点について、お答えさせていただければと思います。

ジェネリックの使用率については、全体の65%、国保加入者の65%の方がジェネリックをご利用いただいております。

それと、不当利得の関係ですが、不当利得というのは国民健康保険の資格がなくなった後に、国民健康保険証を使って医療機関にかかった。その場合、7割相当分とか8割相当分を本来は新しい保険のほうで負担しなければいけないものを、国民健康保険のほうで一旦負担してしまっているから、それをお返しくださいねというものでございます。そこにつきましては、すみません、もう一度確認させてください。1点は65%ということです。

○武藤会長

日吉委員、どうぞ。

○日吉委員

今、佐藤先生もおっしゃったとおり、法定外繰入をなくす方向というのは私も賛成なのですが、もう一つ、船橋市さんのほうでできそうなことということで、いわゆる所得と資産の捕捉、ここをしっかりとやるのが一つあるのかなと思っています。最近、マイナンバーも入りまして、以前よりも大分所得なり資産の把握が、特に域外に資産をお持ちだとか、そういうところの把握がしやすくなっているかなと思います。そこが結局、保険の料率の算定なんかも含めて関連するところだと思っていますので、保険料の収納率の向上というのは当然引き続き頑張ってくださいのと、あわせて、この所得と資産の正確な捕捉、ここについてはしっかりと何か対策ができるのではないかと思います。

○武藤会長

ありがとうございました。

どうぞ。

○佐藤委員

先ほどの谷本委員からのコメントで、2点ほど。

まず、国保のほうには事業主負担がないのは事実です。ただ、その分だけ公費が半分入っているということが実態です。

あとは、実は健康保険組合のほうも今大変で、総報酬割にされてしまいました。協会けんぽもそうです。あれで実は3,000億円国は浮かせて、その3,000億円をこの国保にぶち込んでいるわけなので、実はある意味では格差是正を制度間でやろうとはしているのです。ただ、根本的に医療保険の問題は、国保といわゆる企業保険との間で完全に分立しているというのは構造的な問題なので、特にサラリーマンの方は正規か非正規かで全く変わってしまうので、これは船橋市さんが悪いわけではなくて、日本の医療保険制度の構造問題だということです。

先ほど、今のご指摘で大事ななと思ったのは、所得の捕捉と資産の捕捉のところですけども、特に、船橋市さんはどういう比率でやっているのかは存じ上げないですけども、国民健康保険料の応益割の比率が高いとどうしても定額負担が上がるので、当然、どうしても逆進的になります。所得割とか資産割のところを上げると、ある程度の応能性なので、受益者負担と言っていますが、ある種、所得比例に近いという構造になるので、そこも少し考えるべきところだとは思いますが。船橋市さんはどういう構造でやっていらっしゃるのですか。

○国民健康保険課長

委員もご承知かと思うのですが、国については、この応能応益割合については50対50ということなのですが、船橋市の場合は63対37でございます。過去には、平成11年に告示方式から明示方式に変えましたが、告示方式だったときには、平成10年までは80対20という状況でございました。

○武藤会長

前者が応能負担ですか。

○国民健康保険課長

応能負担です。はい。

○武藤会長

さまざまご意見をいただきましたが、ここで私が全てをまとめる能力はございませんので、議事録などを確認しながら、次回のときには今日出たご意見をまとめてもらうということにしたいと思いますが、一つ重要なことは、方向性としては、この広域化に伴う改革によって船橋市は解消を求められていることが制度的にあるし、それから、千葉県内の比較をしてみたところでも、所得の高い割に負担が少ないというのはどうしても数字の上で見えてくるということですので、これを市民の皆さんにどのように説明していくかということが重要なと思います。

そのことがわかりやすい資料をどうつくっていくか。今日のような膨大な資料で説明することはなかなか難しいと思いますので、広報紙で1回ぐらい特集を組んで、国保の説明をしながら国保の今後を示すような、そういう全戸に行き渡るような丁寧な説明をしていく必要があるのではないかというふうに感じております。

県のほうのスケジュールについても、まだ不十分なところがあります。今後の新しい動きも出てくるかと思しますので、今年度の会議の中でもう一度議題として取り上げてはどうかと考えておりますが、事務局のほうでもご検討いただきたいと思っております。

それから、これは委員の皆さんへということですが、国保以外の受益者負担について、これも全て取り上げるというものもなかなか難しいと思いますが、事務局と相談しながら、幾つかの項目を挙げて受益者負担について考えていきたいと思っております。委員の皆さんの中で特にこの部分については検討を要するのではないかというようなご指摘がございましたら、ご指摘をいただければと思います。

大野委員、どうぞ。

○大野委員

先ほどその件（保険料、手数料等についての基本的な考え方の説明）については質問だけで、皆さんの意見を聞かなかったもので、それぞれの意見を聞きたいと思う。

2番目の問題（国民健康保険等）については、何人かがこれは賛成ですよという意見を言われましたが、その件について少しご意見を委員の方からもらいたいということ。

それから、この負担の件について、やはり市として今後の方策について何か特徴があるのだろうか。つまり、このことについては市として力を入れていきますよ、これについては使用料も低くしますよ、というような市としての観点もあるのではないだろうか。必要ではないだろうか。まるっきりよその県市と一緒に、一律これが規則ですなんて、そんなことだけではいけないような気がするんです。ですから、これから十分知恵を出してもらえればと。

それは、今、議長さんが言われた件もそうです。この対策のところですが、先ほど副会長さんが言われましたけれども、実はこれは、例えば低所得者の生活改善運動まで入るんです。年金で7万円しかもらわなくてどうやって生活するんだ。金がないのにどうやって、低所得者の補填だけでいいのかと私は思うんです。どうやったら自ら努力をすることで自分の生活が立て直せるのか、そういう政策というのはどうすればいいのか。それから、どうやれば高齢者が元気でぼっくり逝けるような生活が送れるのかとか、そういうようなところに少し目を向けて対策を打っていく。それが今後大切なことだと思っていることです。市が今後補填しなくなるとされるお金については、多少浮いてくるかもしれない、出てくるかもしれない、それでここまでやりますよという話をしていくことによって、私は変わっていくだろうと思っています。ただ、それが具体的にどうすれば良いかはわかりませんので、ぜひ皆さん方に知恵を絞ってもらいたい。よその市町村とか何かを参考にしながら、船橋市としての知恵を絞っていただければと思います。

○武藤会長

ありがとうございました。

どうぞ。

○佐藤委員

先ほどの私の質問が悪かったので、1つ目はまず訂正です。資料4の22ページのところに均等割と所得割の比重があったので、私が申し上げたかったのは、保険料率を今後仮に上げるのなら、繰入金金を減らして所得割を上げたほうがいいよと言いたかっただけです。均等割を上げると確かに逆進的になるので。そこは見直すやり方、つまり上げ方もいろいろということ言いたかっただけです。

今の公共施設の使用料の話はすごく大事で、これはむしろ船橋市さんの問題意識にもかかわるのですけれども、財政的なことを考えているのであれば、一番大きいのは下水道であるとか、この辺がボリューム感があるので、この辺をどうしますかという議論にはなってくると思うのです。

もう一つは、もう少し市民の方々に当事者意識を持ってもらいたい。つまり、自分が身近に使っている公共サービスなのだから、コストを払うということは、逆に費用に対して関心を持つ、コスト意識を持ってもらうということであるので、だとすれば、例えば体育館であるとか、瑣末なところありますと会議室の使用料も含めてですけれども、そこから何か財源を上げることよりは、市民の方々に一緒に問題を考えてもらいたい。これから公共施設を集約化しなければいけないので、そのときに、この公民館を実は潰さなければいけないというときに、ただで使っているものだったら誰も潰してほしいなんて思わないけれども、お金を取るとなると、いや、このコストに対して我々は見合う受益をしているのかなということちょっと考えるはずなので、そういう意味で、住民の方々に当事者意識を持ってもらうための使用料という意味なのか、市として財政的に何か収入を増やすための使用料という意味なのか、そこはちょっと整理して考えられたほうがよろしいのではないかと思います。

○武藤会長

そうですね。身近な使用料について、本木委員、先ほどご意見がありましたけれども、いかがでしょう。

○本木委員

我々市民は、保険料で払うのも法定外繰入でやるのも、同じ市民の負担ですよと言われても、ああ、そうですかというわけにはいかないんです。保険料がどうなるかということは、市民の私どもの生活に直接かかわってくるわけですし、その辺、市民がよく理解できるような方法をと、今会長さんがおっしゃっていましたが、この部分はとても大切な部分だと思うのです。

次回という前提で今日の話を整理するよというご指示でありました。私は賛成です。これだけ膨大な資料を、いただいてから短期間の間に理解するというのは大変なことでした。率直に言って、私は頭が悪いからかもしれませんが、これだけを理解するというのは大変なことなんです。

特に理解する部分で大変なのは、ここに制度の改正というのが出てきています。そうすると、例えば、標準収納率を県が定めて、じゃあ、それはどのぐらいになるのだろうか。これがすごく収納率のほうにもはね返ってきやしないかなど。しかも、この年齢構成を見ると、60歳、70歳以上の人が非常に増えている。あるいは所得のない人が非常に多い。そういう現状を見ると、今度、制度改革の中で赤字解消策を各市町村で考えていけと言われてもできるのだろうか。率直に言って、私はこれを見て勉強させていただいた範囲の中では、すごく難しいことだと思います。

次回、例えばモデルとして、こんな形になったとすればこういう課題が出てくるんです、というようにまとめ方をさせていただけるとありがたいなと。我々市民ももうちょっと理解できるのではないかと、こんな感じがいたします。

○武藤会長

ありがとうございました。

議論は尽きませんし、もう一度、個々については議題に上げたいと思っておりますので、今日はこのくらいにさせていただきますして、大分時間も過ぎているのですが、ちょっと休憩を入れさせていただきますまして……

○財政課長

会長、すみません、1点だけ。先ほど、本木委員から不当利得の関係についてお答えできませんでしたので。

不当利得は大体、昨年の実績で1億5,000万円でございます。

○武藤会長

よろしいですか。

では、休憩を入れさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。5分ぐらいでよろしいですか。では、55分まで休憩ということでよろしく願いいたします。

○政策企画課長

会長、よろしいでしょうか。今日は一応2時間ということでスケジュールを考えておまして、ここで休憩をとっていただいて、次の議題も確かにあることはあるのですが、それでその時間を考えていただくと、ほかの委員さんに一度延長してもいいかどうか、それが可能かどうかをお諮りいただければと思います。

○武藤会長

そうですね。どのくらい時間がかかりますでしょうか。30分ぐらいですか。

○政策企画課長

そうですね。30分ぐらい。

○武藤会長

休憩後、30分ぐらい延長ということになりますが、もしも用事がございますようでしたら、退席していただいてやむを得ないかと思えます。

それでは休憩に入りたいと思えます。

(休憩)

再開 (15時54分)

1. 議題

② 公債費の抑制について

○武藤会長

それでは、再開させていただきます。

今日の2つ目のテーマは「公債費の抑制について」ということでございます。前回の財政状況の説明の中で、今後増大する公債費への対応という問題がありました。今日はこうした状況をより詳細に把握するとともに、市としての課題や今後の対応として公債費を抑制する手だて等について意見を交わしていきたいと思えます。

まず、市側より現況や課題等について説明をお願いいたします。

○財政課長

財政課長です。まず、前回の資料を使って、おさらいというところから説明させていただきたいと思えます。今日、追加でお配りさせていただきました資料、A4横の参考資料で「第1回推進会議配付資料：資料3」と右肩に書いてあるものをご用意いただけますでしょうか。めくっていただいて、資料としては一般会計の歳入の決算額の推移をご覧ください。平成19年度の船橋市の一般会計の財政規模は、決算額で1,534億円でございます。この中で、市税は945億9,700万円、棒グラフのピンク色の部分でございます。また、今回参考として確認していただきたいのが、水色の部分の市債発行額です。平成19年度は114億円でございます。これが平成28年度、棒グラフの一番右側ですと、財政規模が2,078億円と500億円ほど増加しております。この間、市税につきましては980億円を超えておりますが、増えている額は40億円程度でございます。一方で、水色の部分は239億3,000万円となっておりますので、額にして120億円ほど増加しているところでございます。

続きまして、1枚めくっていただきますと一般会計の歳入の決算額、これは性質別の分類でご説明させていただきます。平成28年度の決算額、茶色い部分ですが、市債の、これは借金を返済している額になりますが、144億7,200万円。全体が2,039億円でございますが、そのうち144億円が借金返済ということで支出しているところでございます。

今回、確認をしていただくためにつけさせていただきました資料、めくっていただいて最後のページ、参考資料、前回の資料の6番のグラフと表になりますが、白い丸と点線で結ばれているものが、船橋市が借金返済をしているという状況を示したグラフでございます。背景が黄色くなっている部分については、将来財政推計に基づく試算額でございますが、この折れ線グラフは左側の目盛りで示しておりますので、先ほどの平成28年度は144億円台だった市債の償還額が平成39年度には200億円を上回る状況となっております。

こういった状況でございますので、これを押し上げている要因として、普通建設事業がどういう状況になっているかを分析したものを、今日の資料の5番と6番でご説明させていただきます。資料について差し替えがあったことについてお詫び申し上げます。さらに、今回の資料5番の3枚目については、特にグラフの中に中核市・県内4市のデータがございませんが、説明が1枚目、2枚目と同様に記載されておりますので、これは不要ですので、申しわけありませんが、これは特に言及するところの説明ではなくなっております。

まず、資料5の1枚目の状況でございますが、比較ができる平成21年度から平成28年度までの船橋市と中核市・県内4市、これは人口規模が近い市川市・松戸市・柏市と船橋市の4市を比較したものでデータ分析を行ったものでございます。平成21年度におきましては、船橋市普通建設事業、国の補助金を受けて行う補助事業と地方単独事業として行う事業費につきましては、中核市と比べて金額が80億円ほど小さい額でとどまっておりましたが、平成28年度の決算におきまして船橋市は、補助・単独合わせて300億円を超える事業を執行しております。この間、中核市を上回るだけでなく、県内4市の平均も上回っている状況でございます。補助・単独の比較におきましても、単独事業が64億円ということで平成21年度事業を実施しておりましたが、平成28年度におきましては、単独事業は水色の棒グラフになるのですが、これが199億円ということで3倍ぐらいの事業規模を実施しているという状況でございます。

めくっていただきまして、このうち突出して伸びているものが普通建設事業のうちの単独事業、国庫補助を受けずに実施している事業ですので、この事業がどういった財源内訳で行われているかというものを、船橋市、中核市、県内4市で比較したものが2枚目の資料でございます。

色の濃い部分については地方債を発行して対応していた部分ですが、まず船橋市は、平成21年度において8億7,700万円の市債を発行して行っていた事業と、一般財源として支出していた部分が46億円ございましたが、平成28年度におきましては、市債を106億円発行しております。この一般財源については69億8,400万円ということで、70億円ぐらい負担をして行っているという状況でございます。

この間、中核市・県内4市の比較をいたしますと、中核市の地方債・一般財源は、平成28年度においては48億円と44億円ということで、ほぼ同じぐらいの財源の割合となっております。県内4市を比較いたしますと、市債発行額が65億円、一般財源が53億円ということで、若干市債の発行額が上回っている状況でございますが、船橋市は市債の発行額が一般財源の1.5倍になっておりますので、船橋市の特徴と言える分析結果となっております。

1枚めくって、最後に普通建設事業の目的別の分析を行って見たものでございます。3枚目につきましては、まず補助と単独を分けているところでございますが、船橋市の平成21年度から28年度の間で顕著なものとしたしましては、衛生費が平成28年度におきましては補助と単独合わせて86億円ほど事業を行っております。これにつきましては、北部清掃工場、南部清掃工場の整備事業費が大きく影響しているところでございます。教育費の主な増加理由につきましては、小・中学校の耐震化事

業が事業費を押し上げているという分析結果が言えると思います。土木費が大きな伸びを見せておりますが、道路橋梁の整備・改修が増えているという分析結果になっているところでございます。

普通建設の財政分析の結果については、以上でございます。

これに加えて、公債費の負担比率等についてご説明をさせていただきたいと思います。資料6をご覧ください。まず、公債費負担比率のグラフをお示しさせていただきました。平成21年度が青い線になるのですが、平成21年度の公債費負担比率は10.4%でございました。平成28年度の公債費負担比率は9.3%ですので、ほぼ同じ水準で推移をしているという状況でございますので、現在のところ公債費負担比率については財政状況を極端に圧迫しているという状況ではございません。

財政運営上、警戒すべきラインということで言われている公債費負担比率が15%というものがございますが、これはグラフ上に赤っぽい線で示させていただきましたので、まだ船橋市は低い水準を保っているという状況でございます。

この中で、船橋市の公債費が警戒ライン15%に達するという場合について、どの程度になるかというものを試算させていただきました。平成28年度の一般財源総額は、そこにお示しいたしました1,291億8,500万円ほどございますが、この一般財源が将来的にも維持された場合に、15%を超える公債費の負担はどの程度になるかというものを仮置きして計算をしてみました。その結果として、公債費負担比率が15%を超える金額といたしましては193億7,700万円、公債費が193億円を上回ってくると警戒ラインである15%を超えてくるという仮の結果が見えてまいりました。

具体的に今日の課題とは関係ないのですが、参考までに同じ計算式を扶助費の一般財源で計算してみた結果が紫色のグラフとなっていることをお知らせいたします。公債費ではなく、扶助費の負担比率の一般財源に占める割合がどういうふうに移しているかというものを計算しましたところ、平成21年度は10%にとどまっていたところ、平成28年度は13%というところで、かなり増加しているという分析結果となっているところでございます。

この193億円という警戒ラインがどの程度のものかということでございますが、先ほどおさらいのときに見ていただいた財政状況のA4横の資料のグラフの一番最後のところで確認をしたいと思えます。グラフだとちょっとわかりづらいので、グラフの下についている表の3段目の公債費の金額でお知らせいたしますと、193億円を超えている年度といたしましては、平成35年度以降、平成39年度まで、これが先ほどの193億円を超える金額となっておりますので、財政規模が今のままですと、この時期には公債費負担比率が一般財源の15%をかけて賄わなければならない金額という結果となっているという状況でございます。

公債費の状況については、以上の分析結果となっております。

○政策企画課長

会長、よろしいでしょうか。政策企画課長でございます。

今、財政課長のほうから平成21年度以降の普通建設の伸びをグラフなどでお示しさせていただきましたけれども、ではどういった事業をやったのかというところを、今日改めまして、このA3の「船橋市における普通建設事業について」というところでまとめさせていただきました。これも加味してご説明をさせていただきたいと思っております。

一番上が事業費の総額ということで、国の補助を使った事業、それから市の単独で起債だけでやった事業ということで色分けで行っておりますけれども、平成21年度の事業費が111億円、それが平成26年度以降については300億円を超える事業費を建設事業に振り分けているというところがござ

います。1つは、これ平成21年度、22年度までしか書いておりませんが、それ以前が船橋市にとっては非常に財政状況が厳しくて、本来は大きく建て替えなどをしなければいけない部分についても、必要な予算だけを振り分けていくと本当に維持修繕しかできなくて、なかなか予算繰りにも苦労していたという背景がございます。ですから、財政的にある程度余裕ができるようになってきたときに、ようやくその建設ができたということで、全般的には市としては決して無駄な事業をやってきたという印象はございません。平成23年度、24年度以降にだんだん事業費が拡大してきたのは、やはり政府の政策の中で景気の好循環を目指すということで歳出規模を拡大いたしました。その中で、やはり本市においても普通交付税などが豊富に交付されるような形になりまして、一般財源がある程度獲得できるようになったという背景もございます。

そして、大規模事業につきましては、特にトピック的なものを行ってきたわけですが、やはり震災で影響を受けたもの、老朽化したものを建て替えたというところはございます。ご覧いただくと、非常に大きな規模の事業を平成25年度以降から集中的に取りかかっているというところが、これは将来の公債費に反映していくところが見えてくるかと思えます。

その次の、学校・保育園関係の耐震化でございますけれども、東日本大震災以降、特に国は重点施策といたしまして学校の耐震化については力を入れておりまして、本市も国の補助金を最大限活用しながら整備してまいりました。と申しますのも、本市の小・中学校はちょうど昭和の40年から50年、1965年から1975年はまさに典型的な人口急増の年で、このときはちょうど10年間で人口が一気に20万人も増えたような時代でございました。特に団地が年々整備されていく中で、どうしても学校施設を優先的に整備しなければいけなくなったというところがございます。ところが、当時は旧耐震の施設であったわけなので、ここで大規模な耐震事業を積極的に進めてきたと。耐震で耐えられない部分については、学校を建て替えるということをここで集中的に行っております。

一番下の都市基盤整備は、道路・橋梁、街路、河川、都市公園、これも年々増えておりますけれども、やはり学校施設を優先させてきて、逆に言うと道路事情など船橋市の場合は非常に劣っている部分がございます。その辺のところはどうしても後回しにされているところがございました。ですから、この辺の部分については、限られた財政の中で都市基盤整備についてもやってきたというところはありますけれども、これは今後ともやっていかなければいけないところなのかなと、そのような背景でございます。

以上でございます。

○武藤会長

ありがとうございました。

国保から比べると説明は簡潔にできたかなと思いますが、なかなか難しい問題です。ご意見をいただければと思いますが、ご質問ももちろん結構です。

本木委員、どうぞ。

○本木委員

本木です。非常にこれはわかりやすいです。ただ単に平成21年度と比較して平成28年度は公債費がこんなに増えてしまったということだけではなくて、その間にどういうことが行われたのだろうか。資料5の3枚目の資料で、例えば教育費が平成23年度から平成28年度まで急に増えている。これは多分耐震化対策だろうなという予想は立ちました。それから、衛生費で、先ほど北部・南部の清

掃工場のもの、これも私ども市民は形で見ているわけですからよく理解できます。ただ、例えば保健福祉センターなんていうのはこの中に入っていないのかなと思ったんです。それから、平成 24 年度から民生費が急激に上がっているんです。単独で平成 24 年度、25 年度、26 年度、27 年度と民生費がこういうふうに上がっている。特に平成 25 年度、26 年度、これは何だろうかという気がいたしました。この辺ご説明をいただければありがたいと思います。

○財政課長

平成 24 年度、25 年度につきまして、民生費が普通建設事業を押し上げている要因といたしましては、小・中学校と同様に耐震強度が足りない保育所について建て替えを行っておりますので、その表の中の耐震として保育所 5 園、22 億 8,000 万円ほど事業費をかけて平成 24、25 年に実施をしてきております。その部分が影響していると考えております。

○本木委員

保健福祉センターはどこへ出ていますか。

○財政課長

保健福祉センターにつきましては、大規模施設ということで中央保健センター等複合施設建設事業費ということで、緑色の部分でお示しをした 43 億 7,000 万円というのがありますが、この中に中央保健センターと保健所が、複合施設なのでこの名称で説明をさせていただきました。

○武藤会長

ほかにいかがですか。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

公債費をどう抑えるかと言われても、した借金はどうしようもないので、踏み倒すわけにはいきませんから、これは肅々と返すしかないとなれば、やはりそれに見合う財源をどこから引っぱってくるかということが問われるのだと思います。

ちょっと興味深いなと思ったのは、復習がてらにいただいた「船橋市の財政状況」の資料の 7 ページ、そこで見ると、平成 19 年度から平成 28 年度まで実は市税ってそんなに変わっていない。自主財源はそんなに変わっていないんです。伸びてはいますけれども。結局ここまでの伸びのほとんどが依存財源である。市債も含めてなのでしょうけれども。だとすると、今後もし市税がこの伸びで行くとすると、人口も増えるのでうちちょっと増えるかもしれないのですが、返済の捻出として一般財源が必ずしも伸びないということになっていて、だとすると、さっきの冗談みたいな話で、公債費負担比率が 15%を超えるというのは、仮にもし今の一般財源のままで行くと、という話で先ほど試算がありましたよね。そのケースが出てくるかもしれないですよね。だから、一般財源が伸びないままでこのまま行くと公債費が増えていきますので、ちょっと船橋市さん的には厳しいかなということだと思います。

だから、この問題は要するにどうやって返済財源を捻出するかという、ここに帰するわけで、普通はどうしろと言われるかといえば、今ある公共施設をどうやって収益化させていくか。さっきの話の

利用料金の徴収も含めてですが、どうやってある程度の収益性を担保していくかということ、あるいは、ある程度民間事業者に任せて、彼らがどうせ収益事業をやりますので、そこから上前をはねるとか、いわゆるPFI、PPP絡みのことになると思うのですが、既存の施設についてはそこだ思うのです。それから、これからは整備をするということであれば、PFIとかPPPとか、まさに民間資金を使って、できるだけ自分たちが借金をしないようにする。

つまり何が言いたいかというと、これまでの借金についてはどうしようもないので、どうやって一般財源をこれから伸ばしていくか、自主財源を含めてどうやって財源を捻出していくかということに限るし、それから、これからの公共事業については、できるだけ公費を使わない形でやるしかないのではないですかね。多分まだまだ人口も増えることですから、施設とかに対する需要はあるだろうし、公共施設を建て替えなければいけないと思うので、そこはこれからかなという気がします。

あと、船橋市ってすごいなと思うのは、清掃工場が2つもある。そんな市は多分ないと思うんですよ。南部清掃工場は多分やっちゃったパターンだなと思いますけれども、ちょっと高いです。なぜ私がこういうことを言うかということ、今、ご案内のとおり、ごみは減っているんです。ですから、つくっちゃったものはしょうがないのですが、不良資産化させないように工夫が要るのかなという気がします。

○武藤会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、日吉委員。

○日吉委員

今、PFIのお話が出たので、一応専門家としてお話をさせていただきたいと思いますが、ご指摘のとおり、今後の新規投資については、より民間資金の導入というのは必須だろうなと思っています。ただ、民間資金を導入するとしても、最近PFIでもいろいろなやり方がありますが、いわゆるサービス購入型という基本的に公的な支出に依存するようなタイプのPFI事業をやる限りは、確かに公債費比率という観点で見れば伸びませんが、財政健全化上の将来負担というのは絶対それは絡んできますから、結局、若干割高の民間資金を使って、平準化の効果で、若干、財政的にピークを抑えられるという面はあるかもしれませんが、将来負担を先送りしているだけということになりますから、全体の投資額としても、PFIをやりますと、過去の例でいえば10%程度の投資額の削減効果はあるので、そういう面では財政の平準化と投資額の若干の削減という面での効果はあるかもしれませんが、財政の健全化を促進するということには直接はつながらないだろうなと思います。

そういった意味では、最近PPPでもいろいろなやり方があります。例えばコンセッションという形で既存の資産をいわゆる運営権の売却によって、財政の支出削減というよりは資金調達の方に使っていくとか、それから、最近ですと豊島区さんが庁舎の整備でやりましたが、既存の資産活用によって新たな財源を、いわゆる資金調達手段としての資産活用を進めるということによりまして、今まで投資していたものをお金にかえて、それを新たな投資財源としていくような発想の転換も必要なのではないかと思います。

○武藤会長

ほかにいかがでしょうか。では、谷本委員。

○谷本副会長

今、平成 29 年度までの大規模施設都市基盤整備のカラフルな資料をいただいているのですけれども、前回の資料が手持ちにないので、もしかしたら出していただいていたかもしれないのですが、もう平成 29 年度は現年度ですので、次年度以降も何らか計画事業の中で既にもう着手予定のものがおありになると思います。その辺が今日いただいている資料の中で見えないので、そういったものも今後の審議に当たって参考にお出しただければと思っていますのが 1 点。

それから、都市基盤整備のところで、私ちょっと不勉強なので教えていただきたいのですが、道路・橋梁と河川、都市公園というのはイメージが湧くのですが、街路が平成 23 年度は 33.9 億円、それからちょっと下がっていますが平成 28 年度に 25 億円、今年度も 24.6 億円という予算がありますが、この街路というのは、開発事業に基づくというか、付随するものなのですか。そういう計画ということなのでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

○政策企画課長

街路として、あえて分けているのは都市計画道路です。ですから、普通の道路については、既に市道認定されている道路の拡幅とか改良ですとか、既存道路の改修部分になります。一部新設になる部分もございますけれども、それ以外の市の幹となります都市計画道路の部分について、街路という整理をさせていただいています。

○谷本副会長

そうすると、今後、都市計画道路の進捗というか、進めていく計画がおありになると思うので、これはやはりまた伸びていくという可能性がかなりあるということですよ。

○政策企画課長

都市計画道路については都市計画決定されている路線が幾つもあるのですが、やはり長期的に人口が減少していくという中で、全ての道路を整備していく必要があるのかどうか、今、優先的に本当に整備しなければいけない道路が何なのかというところを、今後検討していく必要があるのかと思っています。全て計画どおりの道路を整備しようとするとうるさな財源が必要になってまいりますので、将来を見据えた中でそういったことの検討は必要かなと思っています。

○武藤会長

よろしいですか。大野委員はよろしいですか。

私も公共事業というのを随分と勉強してきて、やはり公共事業の発注というのは多くなったり少なくなったりというのは好ましくなくて、例えば橋梁談合なんていうのが 2005 年に起きましたけれども、あれの大きな原因は本四架橋を 3 つ同時に着工して、橋梁メーカーがもう大忙しだった。でも、それが終わったら暇になってしまった。そこで橋梁談合なんていうのが発生するのですが、それはやはり発注の仕方が悪かった。政治的に可能であったかどうかは別としても、やはり国の発注の仕方。

ですから、船橋市のこのグラフを見ると、平成 29 年にもものすごく公債費が高まっているわけですが、こういうことは最初からわかるわけですので、先ほど佐藤先生からは、使ったものはもうしょうがないということですが、今後の反省として、やはりもっと平準化するような形の発注の仕方という

のを考えていかないといけない。できる限り延命化して、不要なものは取り壊す、撤退していくということもそうですが、ちょっと平成 29 年だけ突出していますので、こういうことが今後ないように、推計でいくとそういうことはないようですが、ちょっと頑張り過ぎたような気が私にはします。

過去 2～3 年の間にいろんなことをやってきた。確かに小学校の校舎の耐震というのは重要ですが、この A 3 横の表で見ると、今後はもう終わったというふうを考えていいのかなと思います。その意味では安心感をもたらしたわけですが、結果としてのツケは大分大きいので、全体の公共施設あるいは建設事業に関するものの精査というものは、これまでは何といてもつくることに意義があった、要するに乗数効果なんていうのもそういう意味ですが、今後は利用することに力点を置いていくという発想にいかない、ちょっとしたことですぐ公債費は増えていくと思います。特に豊かな自治体ほど支出が多いということは先ほども指摘がございましたけれども、これは東京都なんかでもそうです。豊かになると無駄遣いを始めてしまうということになりますので、そこはしっかりと将来のことを考えて、それも 2 年、3 年の話ではなくて、10 年、20 年先を考えていくようなことを考えないといけないだろうと思います。それは私の意見としてです。

そのほか公債費に関して、どう歳入を増やしていくかなどの重要な意見もございましたけれども、公債費に関しても私が今までの意見を全部まとめることはできませんので、要点を議事録の中から拾ってまとめていただき、次回以降の問題につなげていきたいと思っています。

2. その他

○武藤会長

今回の会議ということでございますが、今日のテーマは、どちらかというと市民に負担を求めたり、サービスの抑制につながるようなテーマだったかと思います。次回のテーマについて、今後予定するテーマが幾つかあったかと思いますが、その点について事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（政策企画課課長補佐）

では、事務局より説明いたします。

前回、第 1 回目の会議の際に、今後のスケジュールについてお話をさせていただきまして、今後予定とするテーマの案として幾つかテーマ案をお示しさせていただいております。参考までに読み上げさせていただきます。また、今日の議題については除いた形で読み上げます。

まず、人件費について、扶助費について、事務経費の削減について、アウトソーシングの推進について、公共施設のあり方について、将来に向けた行政サービスのあり方について、歳入の確保について等となっております。こちらを参考までに読み上げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○武藤会長

今、事務局から幾つかテーマが示されましたけれども、市民に負担を求めるだけではなく、市として歳入の確保を着実にやっていく必要がありますし、事務経費や人件費の削減ということも市民に理解を得るためには必要かと思っています。市の歳入として大きなところでは市税収入がありますが、ほかにも税外収入として確保できるもの、例えば普通財産の貸付、広告収入あるいはネーミングライツというものも最近ではやっておりますけれども、次回のテーマの一つとしては、大きな枠組みとして「歳

入の確保」ということで考えていきたいと思えます。

そのようなことで、委員の皆さん、いかがでしょうか。（異議なし）

また、前回の会議において、今後将来にわたって安定的な財政運営を行っていくためには、これまでの市の財政構造そのものをよく見ていく必要があるのではないかというお話がありました。そのためには、現状の歳出の状況について十分な分析を行う必要がありますので、次回会議のもう一つのテーマとしては、人件費や事務経費などを含め、歳出の状況についてをテーマとしてはどうかと思えますが、この点についてもどうでしょうか。よろしいでしょうか。（異議なし）

では、次回3回目の行財政改革推進会議のテーマは、予定として「歳入の確保と歳出の状況について」というふうにしたいと思えます。

それでは、本日の議題について、以上をもって終了とさせていただきます。

事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○事務局（政策企画課課長補佐）

本日は長時間にわたりありがとうございました。

では、連絡事項として2点ございます。

まず、1点目でございますが、前回同様に会議の終了後、事務局にて会議録を作成いたしますので、原稿ができ次第、委員の皆様にご連絡をさせていただきます。ご確認にご協力をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

次に、次回の会議の日程でございますが、次回10月30日（月）、午後2時より、今回と同じこちらの9階第1会議室で開催を予定しております。詳細につきましては後日ご案内をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○武藤会長

何かご質問ございますでしょうか。

特になければ、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。

閉会（16時40分）